

酒々井町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

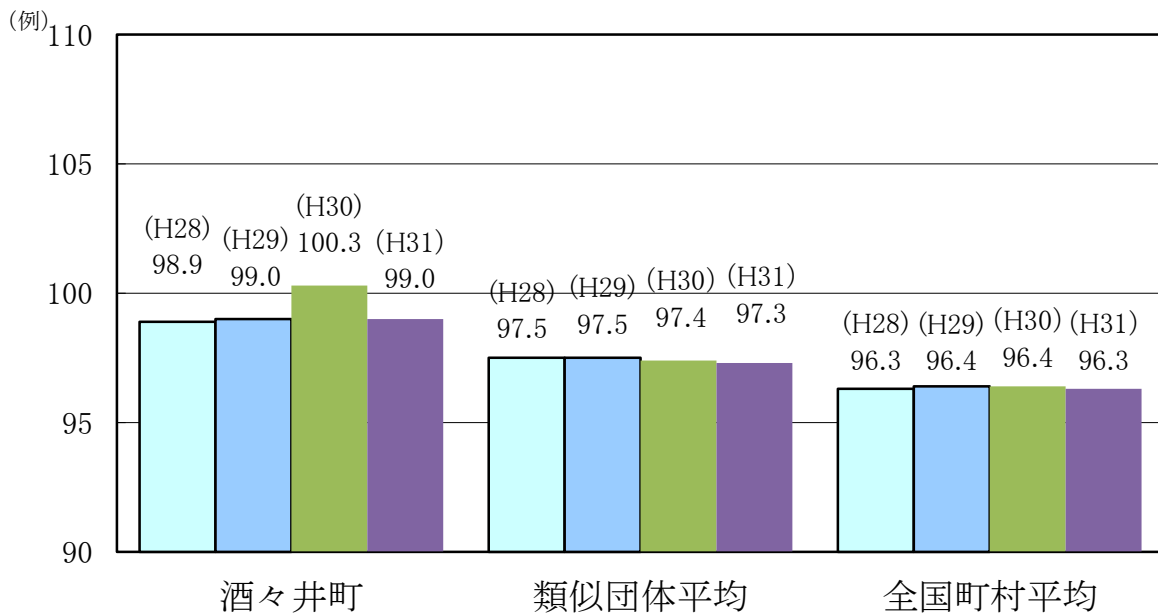
区 分	住民基本台帳人口 (平成31年1月1日)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 29年度の人件費率
30年度	人 20,830	千円 6,232,495	千円 496,212	千円 1,515,113	% 24.3%	% 24.1

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
30年度	人 159	千円 598,654	千円 135,230	千円 253,761	千円 987,645	千円 6,212	千円 5,792

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、30年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】

国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し [実施]

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直しを踏まえ、平均2.2%引下げ。

若年層を据え置き、高年齢層を中心に給料表を引下げ。

激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

②地域手当の見直し

(実施割合) 国基準6%に対し、酒々井町においても6%を支給。

(実施時期) 平成27年4月1日より実施。段階的に支給割合を引上げることとし、平成27年4月1日時点では4%、給与改定後は平成27年4月に遡及し5%を支給。平成28年4月1日時点は6%を支給。

(参考)

	平成26年度の 支給割合	平成27年度の支給割合		平成28年度 の支給割合
		4月1日時点	遡及改定後	
国基準による支給割合	3%	4%	5%	6%
酒々井町の支給割合	国に同じ	国に同じ	国に同じ	国に同じ

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(31年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
酒々井町	43.8 歳	332,185 円	431,503 円	370,294 円
千葉県	41.0 歳	309,965 円	408,350 円	363,035 円
国	43.4 歳	329,433 円	—	411,123 円
類似団体	41.3 歳	305,414 円	376,330 円	339,452 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、31年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況(31年4月1日現在)

区分		酒々井町	千葉県	国
一般行政職	大学卒	187,200 円	187,200 円	180,700 円
	高校卒	153,000 円	153,000 円	148,600 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（31年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	- 円	340,950 円	379,100 円	- 円
	高校卒	- 円	- 円	- 円	377,167 円

(注) 各階層で職員数が3名未満の場合は数値を未記入としています。

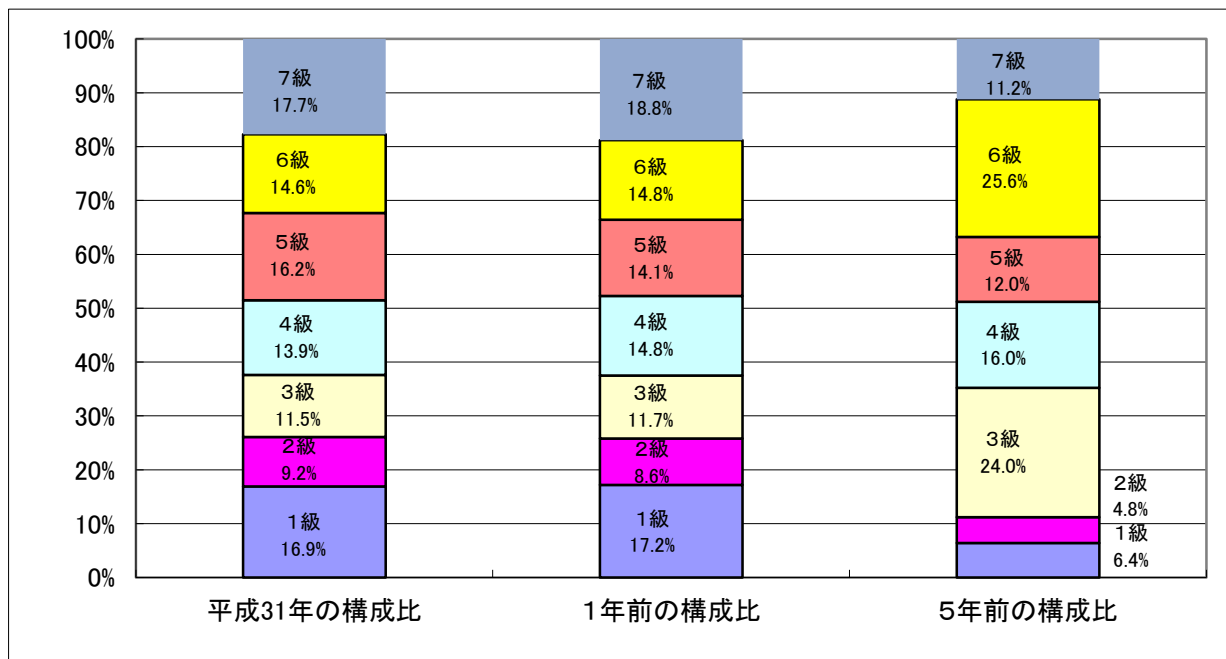
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（31年4月1日現在）

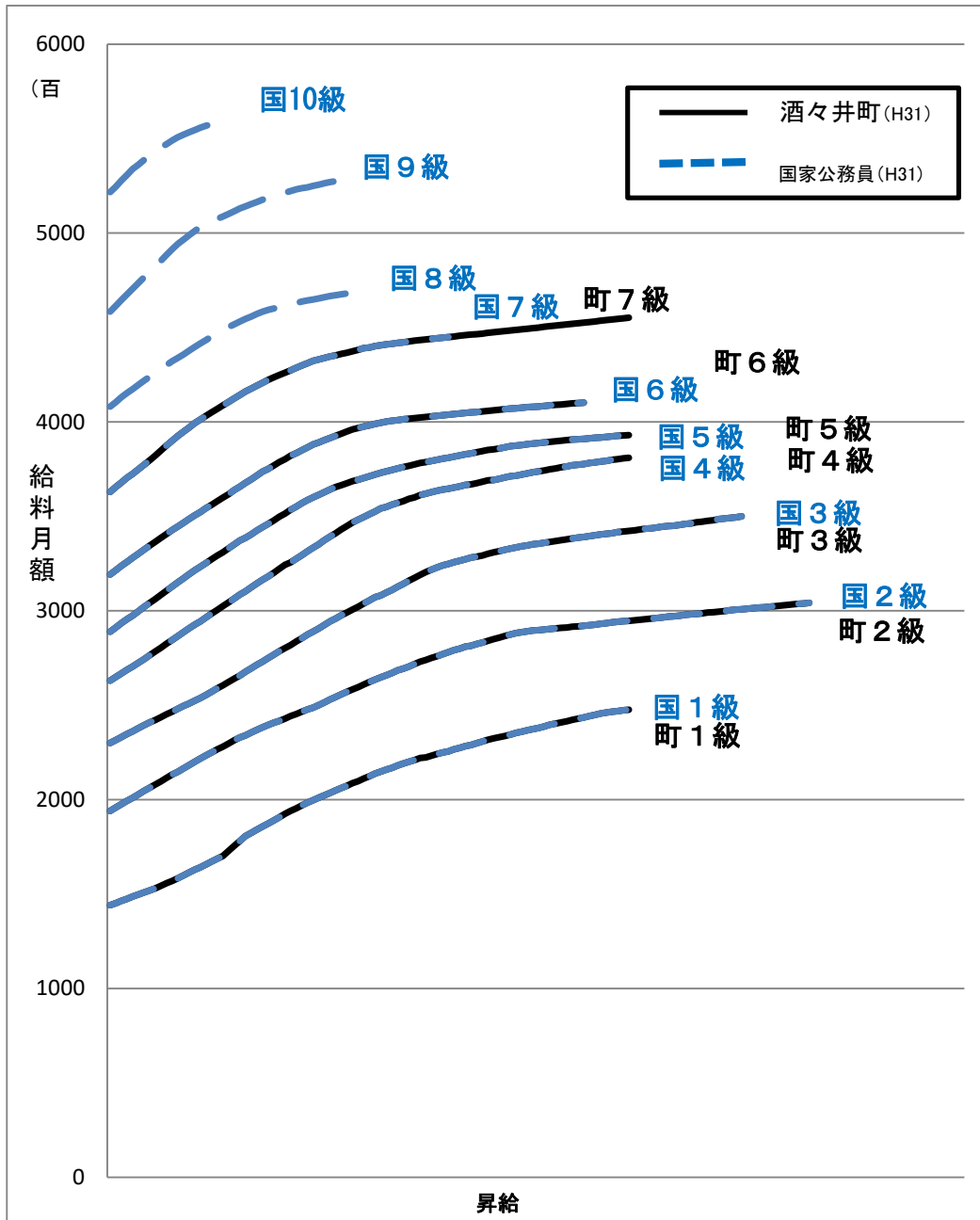
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事、技師の業務	22 人	16.9 %	144,100 円	247,600 円
2 級	主任主事、主任技師の業務	12 人	9.2 %	194,000 円	304,200 円
3 級	副主査の業務	15 人	11.5 %	230,000 円	350,000 円
4 級	主査の業務	18 人	13.9 %	263,000 円	381,000 円
5 級	副主幹の業務	21 人	16.2 %	288,900 円	393,000 円
6 級	主幹の業務	19 人	14.6 %	319,200 円	410,200 円
7 級	副課長、副参事、課長、参事の業務	23 人	17.7 %	362,900 円	455,200 円

(注) 1 酒々井町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



国との給料表カーブ比較(行政職(一)) (平成31年4月1日現在)



(2) 昇給への人事評価の活用状況

平成31年4月2日から令和2年4月1日までの適用		管理職員		一般職員		
イ 人事評価を活用している		○		○		
イ 活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	
	上位、標準、下位の区分		○		○	○
	上位、標準の区分					
	標準、下位の区分					
標準の区分のみ(一律)			○			
ロ 人事評価を実施していない						
活用予定時期						

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

酒々井町		千葉県		国	
1人当たり平均支給額(30年度) 1,606 千円		1人当たり平均支給額(30年度) 1,752 千円		—	
(30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.85 月分		(30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.85 月分		(30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.85 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5~15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5~20%、管理職加算15%、25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5~20%、管理職加算10~25%	

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)

令和2年度中における運用		管理職員		一般職員		
イ 人事評価を活用している		○		○		
イ 活用している成績率		支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	
	上位、標準、下位の区分		○		○	○
	上位、標準の区分					
	標準、下位の区分					
標準の区分のみ(一律)			○			
ロ 人事評価を実施していない						
活用予定時期						

(2) 退職手当 (31年4月1日現在)

酒々井町				国			
(支給率)	自己都合	勸奨・定年		(支給率)	自己都合	応募認定・定年	
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分		勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分		勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分		勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分		最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2~20%			その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2~45%		
1人当たり平均支給額	17,966 千円						

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額である。

ただし、前年度の退職者が3名未満のため、前年度と前々年度の平均支給額を記載している。

(3) 地域手当

(31年4月1日現在)

支給実績(30年度決算)			39,564 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)			236,908 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
全域	6 %	167 人	6 %
地域手当補正後ラスパイレズ指数			99.0
(ラスパイレズ指数)			(99.0)

(注) 地域手当補正後ラスパイレズ指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレズ指数。

(補正前のラスパイレズ指数×(1+当該団体の地域手当支給率)/(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)

(4) 特殊勤務手当 (31年4月1日現在)

平成16年度4月1日特殊勤務手当全項目廃止

(5) 時間外勤務手当

支給実績(29年度決算)	47,219 千円
職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)	342 千円
支給実績(30年度決算)	58,961 千円
職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)	421 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する職員数は、「支給実績(各年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)である。

(6) その他の手当 (31年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (30年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (30年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・子以外 6,500 円/人 ・子 10,000円/人 ・16 歳から 22 歳までの子 5,000円/人加算 	同		15,450 千円	223,916 円
住居手当	借家に限る (家賃12,000円を超える 場合に限る) 27,000円	同		6,315 千円	225,549 円
通勤手当	交通機関を利用する場合 定期代等1カ月当たり 55,000円 まで全額支給 乗用車などを使用する場合 通勤手当に応じて支給 (ただし2km以上の者) 2,000円～31,600円	同		10,949 千円	81,710 円
管理職手当	参事相当職 50,000円/月 課長相当職 30,000円/月 副課長 20,000円/月 副参事相当職 10,000円/月	異 (※1)		7,560 千円	280,000 円
宿日直手当	日額4,400円	同		1,016 千円	7,585 円

※1 国の制度は俸給の特別調整額として支給

5 特別職の報酬等の状況（31年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等	
給 料	市区町村長	800,000 円		(参考)類似団体における最高/最低額			
	副 町 長	660,000 円		920,000 円/	517,800 円		
報 酬	議 長	350,000 円		760,000 円/	384,000 円		
	副 議 長	285,000 円		499,000 円/	252,000 円		
	議 員	265,000 円		430,000 円/	202,000 円		
期 末 手 当	市区町村長	(30年度支給割合)					
	副 町 長	4.45		月分			
	収 入 役						
	議 長	(30年度支給割合)					
退 職 手 当	副 議 長	3.50		月分			
	議 員						
	市区町村長	(算定方式)		(1期の手当額)		(支給時期)	
	副 町 長	給料月額×35/100×在職月数		13,440,000円		任期毎	
備 考	収 入 役	給料月額×35/100×在職月数		11,088,000円		任期毎	

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

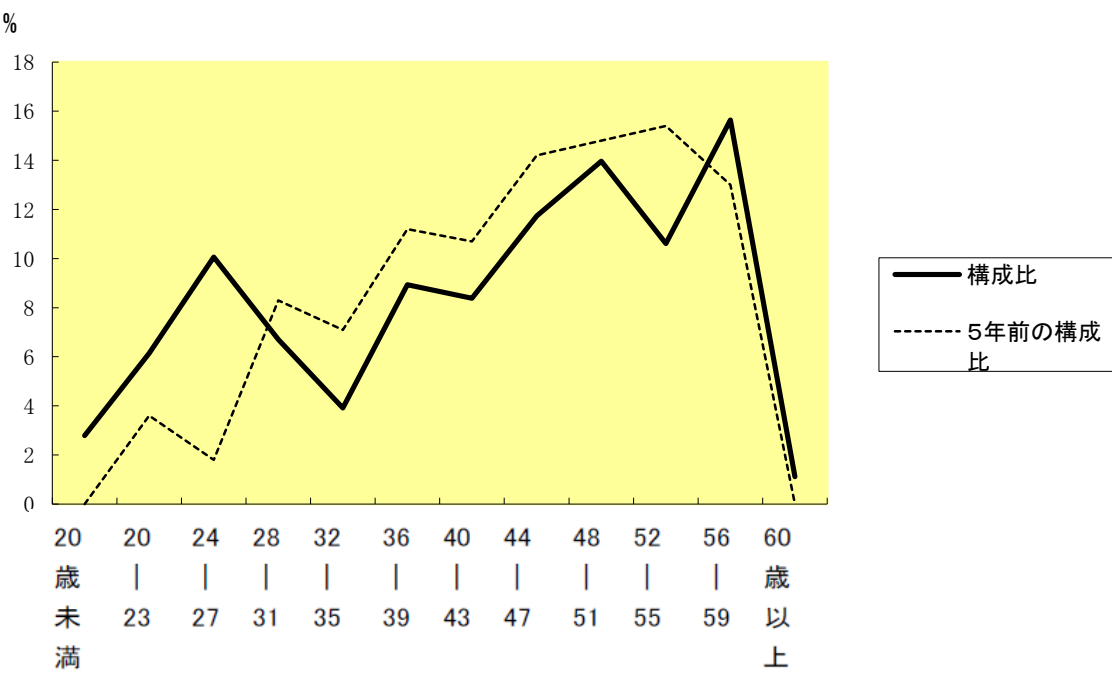
(各年4月1日現在)

部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成30年	平成31年		
普 通 会 計 部 門	議 会	3	3	0	任期付短時間職員の活用 福祉行政事務の多様化による増員 <参考> 人口1万人当たり職員数 63.37 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 51.08 人)
	総務	45	45	0	
	税務	11	10	△1	
	農林水産	5	5	0	
	商工	5	5	0	
	土木	13	13	0	
	民生	36	37	1	
	衛生	14	14	0	
	計	132	132	0	
	教育部門	27	28	1	
消防部門					
小 計	159	160	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 76.81 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 65.1 人)	
公 営 企 業 計 等 部 門	水道	7	7	0	
	水のその他	2	2	0	
	小 計	10	10	0	
合 計	178	179	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 85.93 人	
		[246]	[246]	[0]	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (31年4月1日現在)

(例)



区分	20歳未満	20歳23歳	24歳27歳	28歳31歳	32歳35歳	36歳39歳	40歳43歳	44歳47歳	48歳51歳	52歳55歳	56歳59歳	60歳以上	計
職員数	5人	11人	18人	12人	7人	16人	15人	21人	25人	19人	28人	2人	179人

(3) 職員数の推移 (各年4月1日)

部門	区分	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	職員数	121	127	127	128	132	132	11(9.1%)
	職員数	29	27	27	27	27	28	▲1(▲3.4%)
公営企業	職員数	20	19	19	19	19	19	▲1(5.0%)
計	職員数	170	173	173	174	178	179	9(5.3%)

(注)各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 29年度の総費用に占 める職員給与費比率
30年度	千円 366,954	千円 156,589	千円 35,756	% 9.7	% 9.8

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費は含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村団体平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
30年度	人 7	千円 30,104	千円 4,740	千円 13,098	千円 47,942	千円 6,849	千円 6,181

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、31年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

一般職と同じです。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (31年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
酒々井町	47.0 歳	388,885 円	558,180 円
団体平均	43.8 歳	343,120 円	490,481 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

酒々井町	市町村(一般行政職・団体平均等)
1人当たり平均支給額(30年度)	1人当たり平均支給額(30年度)
1,871 千円	1,606 千円

※支給割合及び加算措置の状況については、5(1)と同じ

イ 退職手当 (31年4月1日現在)

酒々井町	市町村(一般行政職・団体平均等)
1人当たり平均支給額	1人当たり平均支給額
0 千円	17,966 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額である。

ただし、一般行政職の退職者が3名未満のため、前年度と前々年度の平均支給額を記載している。

ウ 地域手当

(31年4月1日現在)

支給実績(30年度決算)		1,876 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)		268,029 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
全域	6 %	7 人	6 %

エ 特殊勤務手当（31年4月1日現在）

平成16年度4月1日特殊勤務手当全項目廃止

オ 時間外勤務手当（31年4月1日現在）

支給実績(29年度決算)	1,243 千円
職員一人当たり平均支給年額(29年度決算)	207 千円
支給実績(30年度決算)	1,199 千円
職員一人当たり平均支給年額(30年度決算)	240 千円

(注)職員1人当たり平均支給額を算出する職員数は、「支給実績(各年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)である。

カ その他の手当（31年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (30年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (30年度決算)
扶養手当	※5(6)に同じ。	同		686 千円	137,200 円
住居手当		同		324 千円	324,000 円
通勤手当		同		319 千円	53,200 円
管理職手当		同		480 千円	240,000 円